

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年6月20日現在

機関番号：22401

研究種目：若手研究 B

研究期間：2009～2011

課題番号：21730452

研究課題名（和文）基本所得がジェンダー秩序に与える影響に関する研究；脱商品化・脱家族化の観点から

研究課題名（英文）A study of the influence on gender order by Basic Income: In Terms of De-Commodification and De-Familialization

研究代表者

堅田 香緒里（KATADA KAORI）

埼玉県立大学・保健医療福祉学部・助教

研究者番号：40523999

## 研究成果の概要（和文）：

本研究では、ベーシック・インカム（以下、BI）とフェミニズムという二つの福祉国家批判およびその交差を論じた。両者の志向性の中心は各々脱商品化、脱家族化にあると整理できるが、女をめぐる両者の関係はしばしば二者択一的なものとして論じられてきた。

そこで本研究では、フェミニズムのシティズンシップ論に依拠し、脱商品化／脱家族化の観点から BI のとりわけ女にとっての含意を考察した。考察の結果、およそ三つの立場に類型化できる従来のフェミニストシティズンシップ・モデルは、いずれも脱商品化・脱家族化を同時には志向しえないことが明らかになった。これに対し、BI のシティズンシップ・モデルであれば、両者の二律背反を解消し、これを同時に志向しうることが明らかになった。こうした作業は、今後の新しいフェミニスト政策構想を考える際の一助にもなりうる。

## 研究成果の概要（英文）：

In this article, I argue about the intersection of Basic Income and Feminism which are criticisms towards Welfare State. We can say that the center of the claim of Basic income is in De-commodification and the center of the claim of Feminism is in De-familialization. However, especially in the case of women, the relationship between De-commodification and De-familialization is often described as antinomy.

In order to consider the implication of Basic Income for women, I applied the Feminist Citizenship Theory.

The Outcome of consideration is that the past 3 Feminist Citizenship Models cannot achieve De-commodification and De-familialization at the same time. In comparison with this, the Basic Income Citizenship Model can dissolve this antinomy and achieve both at the same time. This work can be a help for figuring a new Feminist Social Policy.

## 交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	700,000	210,000	910,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
2011年度	400,000	120,000	520,000
総計	1,600,000	480,000	2,080,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会福祉学

キーワード：ベーシックインカム、ジェンダー、脱商品化、脱家族化

## 1. 研究開始当初の背景

## (1) 着想に至った経緯

近年、福祉国家においては包摂しえない

様々な生のあり様が顕在化し、貧困や排除が社会問題化しつつある。申請者はこれまで、一方でそうした貧困や排除をめぐる言説が

対貧困政策に与える影響について分析し、そのような新しい貧困に対応しうる政策構想として基本所得（ベーシック・インカム）を多角的に検討してきた（堅田 2005a; 2005b; 堅田 2006a; 2006b; 2006c）。他方で、福祉国家を批判的に捉え直そうとする新しい社会政策論（Critical Social Policy）においてフェミニズムの観点からその理論的發展を担ってきた Ruth Lister（ルース・リスター）の諸理論に依拠しながら、貧困の概念や言説、とりわけジェンダー化されたそれらについても研究を進めてきた（堅田 2004; 堅田 2005c）。その結果、以下の課題が残された。

- ・基本所得とフェミニズムは共に福祉国家に対する反省的・批判的な応答として位置付けられるが、それらの交差が論じられることはあまりなく、両者の関係の検討が不十分である。
- ・このため、一方で基本所得をめぐる議論はジェンダー盲目に陥りがちとなり、他方でフェミニズムは有効なフェミニスト社会政策の一つとして基本所得を十分に考慮しきれていない。

これらは、多様な生を包摂しうる新たな社会政策構想を發展させる上で解決すべき課題である。

（2）本研究の位置づけと国内外における関連分野の研究動向

本研究は、基本所得という新たな所得保障の政策構想を、とくにジェンダーの観点から検討するものであり、所得保障ないしフェミニスト社会政策論の一研究として位置付けられうる。

基本所得とは、シティズンシップに基づく個人の権利として、すべての市民に無条件で支払われる所得のことである。これについては、欧米圏を中心に、分析哲学や経済学、政治学の観点から多くの研究が蓄積されてきた（代表的なものとして、Van Parijs, P. 1995; Fitzpatrick, T. 1999=2005）。日本においても、社会政策の観点から少しずつ研究が蓄積され始めている（たとえば、小沢 2002; 武川編 2008; 山森 2003; 堅田 2006b）。この構想は、労働における差異を一切問わないという点において、有償労働の中心性を維持する保険／扶助モデルの福祉国家とは根本的に異なるものである。このため、保険／扶助を中心に構成された従来の福祉国家における排除や貧困が顕在化中、この構想が近年改めて注目され始めているのである。この意味で、基本所得は、従来の福祉国家への批判的・反省的応答として読むこともできよう。

こうした文脈とはまた別に、ベヴァリッジ型福祉国家に対する異議申し立ては、福祉国家の内部で周縁化されがちなマイノリティから古くより提出されてきた。なかでも、フ

エミニストからの異議申し立ては重要であろう。フェミニストによる福祉国家批判は、何よりもまず福祉国家が想定する家族モデル—「男性稼得者／女性家事従事者モデル」—や、そうした家族モデルに依拠して構築された男性中心主義的なシティズンシップに向けられていた（たとえば、Lister 1994; Williams 1989; Sainsbury 1996; Orloff 1993）。

このように、基本所得とフェミニストの主張は各々、従来の福祉国家への批判・反省を異なる文脈において形成してきた。しかし既述のように、これまで両者の交差が論じられることはほとんどなかった。こうした試みに取り組んでいる数少ない例として、Fitzpatrick, T. (1995=2005)を挙げることができるが、それは様々なフェミニスト政策パッケージの一部に基本所得を位置付けうる可能性の提示にとどまっている。そこで、本研究のような、両者の交差や基本所得がジェンダー秩序に与える影響に関する包括的な研究が要請されているといえよう。

## 2. 研究の目的

本研究は、基本所得とフェミニズムの交差に立脚しながら、基本所得がジェンダー秩序に与える影響を検討し、それをフェミニスト社会政策として練り直していくための予備的作業を行うことを目的としている。具体的には、上述の研究動向ならびに申請者が以前より行ってきた研究における諸課題を踏まえ、以下の三点を作業課題として研究を進めた。

- （1）社会政策における「脱商品化」「脱家族化」の両概念を再検討するとともに、両者の関係を整理する。
- （2）（1）の結果を、「商品化」された女の表象としての「娼婦」と「家族化」された女の表象としての「主婦」をめぐるフェミニズムの議論（いわゆる「聖／娼」論）に節合し、女にとっての「脱商品化」「脱家族化」の含意を明らかにする。
- （3）（1）（2）の検討結果をふまえて、基本所得がジェンダー秩序にどのような影響を与えうるのかについて、とりわけ「脱商品化／商品化」「脱家族化／家族化」の観点から明らかにする。

## 3. 研究の方法

以下、上述の三つの作業課題別に研究の方法を記す。

- （1）既述のとおり、基本所得とフェミニズムは異なる文脈で福祉国家に対する批判を提出してきた。では両者の志向性の中心はどこにあるか。労働をめぐる差異を等閑視し、市場からの自由の幅を拡大しうる基本所得と、従来の家族モデルに基づくシテ

イズンシップを問題化し、家族からの自由を重視するフェミニズムの志向性はそれぞれ、「脱商品化」「脱家族化」にその中心があるとひとまず整理できるだろう。そこで、基本所得とフェミニズムの交差に立脚する本研究では、まず両者の志向性の中心である「脱商品化」と「脱家族化」の中身を整理するとともに、両者の関係を再検討した。こうした作業は本研究のその後の作業を進めるための基礎的作業となりうる。(2)とりわけ女をめぐる「脱商品化」と「脱家族化」の関係はそれほど単純ではない。かつてエスピン・アンデルセンの脱商品化指標 (Esping-Andersen, G. 1990=2001) に対してフェミニストが寄せた批判の中心は、そのジェンダー・ブラインド性であった (たとえば、Orloff 1993)。彼のいう脱商品化は、既にその労働力を商品化されている男を前提にしたものにすぎず、一方で無償の家事労働を強いられ他方で有償労働から排除されている女の問題を考慮していないというのである。女はむしろ脱家族化のために「商品化」を志向する場合もありうるし、逆に、女は既に「家族化」をとおして脱 (or 前) 商品化されているともいえるのだ。ここには「脱商品化」と「脱家族化」の二律背反的な関係が見て取れる。そこで本研究では、商品化された女と家族化された女の典型的な表象としての娼婦 (売春婦) と聖母 (主婦) をめぐるフェミニズムの議論を足がかりに、とりわけ女にとっての両概念の含意を明らかにし、これを再構成した。

(3)最後に、(1)(2)の結果、再構成された「脱商品化」「脱家族化」の概念を用いて、基本所得がジェンダー秩序に与える影響について考察を加えた。こうした作業は、有効なフェミニスト社会政策の一つとして基本所得の構想を練り上げていくための予備的作業ともなりうる。

#### 4. 研究成果

本研究では、脱商品化・脱家族化概念の再検討を通して再定式化した両概念を基に従来のフェミニスト・シティズンシップを類型化し、「もう一つのフェミニスト・シティズンシップ」の可能性を導出した。さらに、「もう一つのフェミニスト・シティズンシップ」に適合的な政策構想の一候補として BI を検討し、これが新たなフェミニスト社会政策になりうることを明らかにした。しかしなお、フェミニズムが BI に否定的な態度を取りがちな理由についてはさらなる検討が求められる。一点だけ付言しておくとして、筆者はここで、BI はそれのみで十分なジェンダー平等をもたらすフェミニスト社会政策だと主張しているのではない。むしろそれがジェ

ンダー平等をもたらすかどうかは、その他の育児サービスや諸手当、性差別禁止に関する様々な政策との組み合わせによって決まるであろう。また、BI の女にとっての含意は一樣ではない。それは人種や障害などを含む女の間における差異によって異なりうる。したがって、今後はこのような差異にも考慮した考察が求められるだろう。このような課題はあるにせよ、本稿での作業は、これまであまり生産的な交差が見られなかった BI 論とフェミニズムの交差を論じていくための足がかりの提供にささやかながら貢献できたのではないだろうか。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 2 件)

- ①堅田香緒里「ベーシック・インカムとフェミニスト・シティズンシップ—脱商品化・脱家族化の観点から」、『社会福祉学』、査読有、50 巻 3 号、2009 年、p 5-17
- ②堅田香緒里「ベーシックインカムとフェミニズム—『口止め料』か『解放料』か」、『社会政策』、査読有、2 巻 2 号、2010 年、p 85-96

[学会発表] (計 6 件)

- ①堅田香緒里「売春 (婦) をめぐる / による言説に関する一考察—「主婦」と「売春婦」の分断に着目して—、日本社会福祉学会第 57 回全国大会、2009 年 10 月 11 日、法政大学
- ②金子充・堅田香緒里・平野寛弥、社会政策における普遍主義の再検討—シティズンシップの視角から—、日本社会福祉学会第 57 回全国大会、2009 年 10 月 10 日、法政大学
- ③平野寛弥・堅田香緒里・金子充、社会政策における互酬性の再検討—シティズンシップ論の視角から—、日本社会福祉学会第 57 回全国大会、2009 年 10 月 10 日、法政大学
- ④堅田香緒里ベーシック・インカムとフェミニズム、社会政策学会第 119 回大会 2009 年 11 月 1 日、金城学院大学
- ⑤堅田香緒里社会保障・社会福祉における排除と包摂—「援助に値する者」と「援助に値しない者」の選別—、関東社会学会第 58 回大会、2010 年 6 月 20 日、中央大学
- ⑥KAORI KATADA Basic Income and Feminist Citizenship (s): In Terms of De-Commodification and De-Familialization、13th International Congress of the Basic Income Earth Network, 2010 年 7 月 1 日、Cidade University, Sao Paulo

[図書] (計 6 件)

- ①・堅田香緒里 (共著)『社会福祉原論—現代社会と福祉』、へるす出版、2009 年、p. 193

～212

- ②堅田香緒里（共著）『VOL レキシコン』、以文社、2009年、p.150～151
- ③堅田香緒里（共著）『ベーシックインカムは希望の原理か』、フェミックス、2010年、p.55～p.77
- ④堅田香緒里（共著）『ベーシックインカムとジェンダー ―生きづらさからの解放に向けて』、現代書館、2011年、p.10～p.34、p.121～p.135
- ⑤堅田香緒里（共著）『社会政策の視点：現代社会と福祉を考える』、法律文化社、2011年、p.179～211
- ⑥堅田香緒里（共著）『労働再審6 労働と生存権』、大月書店、2012年、p.87～p.112

〔産業財産権〕

○出願状況（計 0 件）

○取得状況（計0件）

〔その他〕

ホームページ等  
なし

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

堅田香緒里 (KATADA KAORI)  
埼玉県立大学・保健医療福祉学部・助教  
研究者番号：40523999